

令和3年12月 勝山市定例農業委員会

- 1.開催日時 令和3年12月23日(木) 午後1時30分
 2.開催場所 勝山市役所 第2・3会議室
 3.出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名

会長	1番	松村 勸兵衛		
会長職務代理	2番	辻 尊志		
農業委員	3番	北山 謙治	8番	牧野 昌久
	4番	須見 則雄	9番	吉田 武博
			10番	滝本 和子
	6番	山内 百合子	11番	田中 政男
	7番	高野 忍	12番	酒井 清泰
農地利用最適化推進委員	1番	横山 定守	6番	松井 喜治
	2番	坂上 信雄	7番	松田 数実
	3番	田中 昭司	8番	林 博史
	4番	吉田 新一	9番	廣瀬 介治
	5番	前田 壽夫	10番	鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第 53 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第 54 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)	可決
議案第 55 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 56 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 57 号	現況証明願いについて	可決
議案第 58 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	可決

(報告事項)・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地法第18条第6項の規定による通知について

5.農業委員会事務局 事務局長 山本 典男 係長 多田 喜代彦
 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

事務局長	ただいまから、令和3年12月定例農業委員会を開催いたします。 また、山口委員につきましては、欠席の旨、お聞きしております。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	(会長あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。委員各位には慎重審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。ご協力のほどよろしく願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。事務局より12月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を9番 吉田 武博 委員、10番 滝本 和子 委員の両名にお願いします。 これより議事に入ります。
議長(松村会長)	日程第1 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 牧野委員より報告をお願いいたします。
牧野委員	この土地であります。事務局から説明がありました通り、住宅を建てるということでございますので、何ら問題ないと思います。また、譲受人は現在、他市に住所がありますが、もともと勝山市の方ではないかとお聞きしていますので、家を建てるということは人口増加にもなりますし、大変いいことだと思っております。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより 採決いたします。 議案第53号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長(松村会長)	それでは、議案第53号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(貸借権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
田中 政男委員	よろしいでしょうか。3番ですけれども、1筆で3,000㎡程ありますが、使用貸借、賃料ゼロということになっていますね。賃料ゼロということで、田んぼの条件がすごく悪いのか、いろんな要素があるとは思いますが、賃料がゼロになっているのがなぜか、分かりますか。

事務局	こちらの賃料の設定でございますが、貸付人と借受人の双方での話し合いで決めた金額でございます。貸付人からお聞きしたところでございます、自作することはもうできないので、タダでもいいので耕作して欲しいという思いでいるということでございます。そこで、借受人に継続して耕作してもらうということで、設定された金額ということになります。
田中 政男委員	条件の良い田んぼで、賃料ゼロというのは、他(の契約)にも影響があると思います。やはりある程度、農業委員会で指導をしていかないと、これからこういう事案が増えてくると思います。1筆3,000㎡もあれば、非常に素晴らしい田んぼと思うのですが、これが賃料ゼロということになってくると、今後への影響が大きいと思います。ある程度、話というか、指導をしていく方がいいのではと思うのですが。
山内委員	再設定ということは、前回があったということですが、前回も賃料ゼロなのですか。
事務局	今調べて、すぐお伝えいたします。
議長(松村会長)	田中委員の質問に対して、事務局は何かありますか。
事務局	委員のおっしゃる通り、良い田んぼであるのならば、相応の賃料について、指導はしていきたいと思えます。
議長(松村会長)	最近、タダでもいいので、何か耕作してほしいという考え方の人もいらっしゃいます。しかし、田中委員のおっしゃる通り、他に与える影響もございますので、そのあたりのことを考慮して、農業委員会から地主の方へ話を持っていくことも必要かなと思います。 その他ありますか。 ないようですので、これより 議案第54号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第54号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第4 議案第56号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	6番の借受人は株式会社ですが、その他に株式会社である農業法人は何社あるんですか。
事務局	その他ですと、〇〇と●●があり、全部で3社です。
牧野委員	わかりました。
議長(松村会長)	その他ございますか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第55号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第55号については、承認することに決しました。 続いて、議案第56号について採決いたします。 議案第56号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第56号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 事務局より、先ほどの山内委員の質問について、お答えします。事務局お願いします。

事務局	先ほどの議案54号の3番ですが、今回は平成28年12月の農業委員会で審議されておりまして、今回と同様に使用貸借権、賃料ゼロで設定しております。以上です。
議長(松村会長)	みなさま、よろしいでしょうか。 続きまして、日程第5 議案第57号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①については山内委員より報告をお願いいたします。
山内委員	17日に確認させていただきましたが、2-1については、とっても農地、田とは言えない、耕作できる状態ではありませんでした。また、3-1についても、何年も作っていないということで、ここは畑にもできませんし、木も生えていましたので、農地としては認められないと思います。よろしくお願いいたします。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 ②については酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	先般、現地確認をしてきました。事務局から説明のありましたが、平成2年に農舎が建てられたということで、資料の7ページの通り、農舎が建っております。非農地でありますので、よろしくお願いいたします。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第57号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第57号については、原案どおり承認することに決しました。
議長(松村会長)	続きまして、日程第6 議案第58号 農地等の利用の最適化に関する指針(案)についてを議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見ご質問はありませんか。
牧野委員	管内の農地面積が、現状の1,930haから1,700haに減るのはどうしてかという理由をお願いします。
事務局	まず、管内の農地面積の計算方法ですが、国の方で航空写真を撮り、200m×200mのマスを1マスとして(農地かどうかの判断を行い)、1,930haと積算していると国から聞いております。こちらとしては、現在、実際に農地として利用している農地で判断してほしいと思っております。例えば、昨年行いました、農林業センサスでは農地面積は1,500ha程となっております。これは、ある程度農地面積がある方のみが対象となっております。また、営農計画書だと1,600ha程になります。計画書も出さない農地もあると思いますので、それも含めると、1,700ha程が妥当ではないかと思っており、目標の農地面積を1,700haと定めさせていただきました。農地面積数値については、今年も県を通じて、国へ積算方法の修正の要望を行っています。よろしいでしょうか。
牧野委員	ちょっとよくわかりませんが、つまり、国が提示した数字と現状とが違うということですか。 国が撮った航空写真は正確ではないのですか。
事務局	そうですね。200m×200mを1マスとしたときに、農地や山林、雑種地の判断をどのようにしているかはわかりません。1,930haは国が提示してきた数字になります。
牧野委員	田の捉え方が違うかもしれないということですね。

事務局	そうですね。例えば、北谷地区などで、以前は田として利用していたけれど、現在耕作していない(山林化したような)土地についても、田として積算した可能性はあるかなと思います。
牧野委員	わかりました。
高野委員	よろしいですか。 そういたしますと、生産調整面積はを農地全体の内の何パーセントという様に計算していると思うが、その数値にこの1,930haという数値は使われているのですか。
事務局	毎年、営農計画書を出していただいていると思いますが、その生産調整の面積と、この農地面積1,930haは特に関連性はございません。転作率にこの1,930haという数値は使用していません。
高野委員	生産調整は数量配分になっていますよね。そうすると、勝山の生産調整の基準面積は何haになるのですか。
事務局	正確な数字は、再生協議会に聞かないと分かりませんが、みなさんに提出していただいている営農計画書の水面積で計算して、全体の40%程度を転作していただきたいという計算になっているとお聞きしています。
高野委員	中山間地で耕作放棄地になっているようなところを洗い出して、目標の農地面積まで200ha程落とすということでしょうか。
事務局	そうですね。現在の国の計算方法であるメッシュによるものではなくて、農地台帳の現況が農地となっているもて国の方が積算をしていただければ、1,700haに近い数字になるのかなと思います。現在は1,800ha弱といったところです。
高野委員	実態に合わせてということですね。
事務局	そうですね。航空写真での判定ではなく、農地情報公開ナビ(農地台帳)を利用した積算方法に変えていただくとうありがたいなと思っています。国の方に、現状と合うように調査してほしいという要望は行っております。
議長(松村会長)	よろしいでしょうか。 国が1,700haを認めるかどうかという問題になってきますが、我々は国に1,700haとなるよう要望し、認めていただきたいという方向性で動いております。そうすると、集積率が増加し目標の80%に近づくとということになります。
酒井委員	よろしいでしょうか。 いままで、賃貸の契約をしていた中で、公社は水面積で契約してきました。それが、中間管理機構へ預けると、畦畔を入れた面積になります。畦畔を入れた場合と入れない場合とで、そのような面積の差がでてきます。この目標としている面積は畦畔も入れた面積で積算しているのですか。 それと、非農地の判定ですが、明らかに農地でないものについて、現地確認を行って農地台帳から落とす必要があると思うのですが、どうでしょう。
事務局	まず、今回の目標の農地面積1,700haは水面積ではなく、登記面積となります。畔も入っている登記面積にしていただきたいということです。 次に、非農地通知についてですが、おっしゃる通り、まだまだ勝山市には非農地であるにもかかわらず農地となっているところがございます。一遍には変えられませんが、毎年、委員さんと現地確認を行い、非農地判定を行っていきたいと思います。そして非農地については、台帳から落としていきたいと思っております。
酒井委員	落とすといっても簡単には落とせないのではないですか。地主の方が登記も変更してもらわないと、農地として台帳には残っていくのではないのですか。
事務局	農業委員会で、非農地として認めていただいたものについて、台帳からすべて消えてしまう、というわけではありませんが、農地台帳上の農地からは外させていただきます。

山内委員	非農地通知というのは、地主から申請があったものを審議するのですか。
事務局	いえ、非農地通知は土地の所有者が申し出るものではありません。農業委員が判断いたします。農業委員が非農地の判断をした時点で、非農地となります。
山内委員	その土地がもともと、山であったのか田んぼであったのかは私たちは分かりませんでしょう。現状が農地か非農地かの判断はできますけれども、本人から申請がないと、山だと思っているものに対して、どうやって(登記が田のものについて見つけ出して非農地の)判断をするのでしょうか。
事務局	農地台帳には非農地判断をした土地については印を付けます。本来なら、非農地通知を土地の所有者が受け取り、法務局で登記地目の変更をしていただくのですが、全員の方が法務局で手続きをしてくださる訳ではありません。しかし農地台帳上は農地から外す処理をさせていただいております。また個別に非農地通知についてはご説明させていただきますが、よろしでしょうか。
議長(松村会長)	登記上、農地となっているものについては、地主が、変更登記申請を行っていただくのが一番良いのですが。 我々農業委員が、非農地の判定をしても、(地目変更登記を行わなければ)登記上は農地として残っているわけですから、地主に地目変更登記をしていただくようお願いするほかありません。法務局では無料で地目変更登記をしてもらえますから、申請をしていただければと思います。
山内委員	土地を持っている人がきちんと(現況が変わったことを)見ていないと、分からないということですよ ね。
議長(松村会長)	そうですね。ですので、非農地通知の事前通知を送付して、非農地と判断できますが、非農地通知を送ってもよろしいですか、とお伺いしています。返事が来なかったり、農地でなくてもいいですよとおっしゃったりした土地については、農地台帳から落とすということになります。そして、登記地目の変更もしていただくありがたいですので、法務局で地目変更登記申請していただくよう案内しています。
吉田 武博委員	非農地についてよろしいでしょうか。北郷にもありますが、山の中に登記が田んぼというところが、去年回った時にありました。そういった場合に、農業委員会が非農地の申請をしてくださいますか、地主が申請をしなければいけないのか、どちらを優先するのでしょうか。
事務局	まず、地主から申請をしていただく場合は、個人都合になりますので、現況証明願いを出していただくこととなります。これは毎月定例会にてしていただいているような形で審議されます。非農地通知につきましては、毎年、7月～8月頃に委員のみなさんで農地パトロールをして判断をいただいています。もし、委員さんの中で、非農地であるところを見つけたら、事務局におっしゃっていただければ、そこもパトロールいたします。
吉田 武博委員	農業委員が、地主さんに対して、ここは非農地にしましょうと言えばいいのですか。
事務局	7月8月の農地パトロールの時に、委員さんから非農地の土地があるとおっしゃっていただければ、農業委員と推進委員の3名で現場確認をいたしまして、判断いたします。非農地であれば、通知を送ります。 委員さんから情報提供があれば、そこを農地パトロールで回ります。また、事務局が事前に、現況が山林になっている土地などをリストアップしておりますので、そこを確認していただきます。
吉田 武博委員	わかりました。
議長(松村会長)	その他ありますか。 ではこれより、採決いたします。 議案第58号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それは、議案第58号は、原案のとおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 では最後に、1月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	推進委員の会議で、本日、集約のモデル地区について議論していただくと思っておりましたが、再度、推進委員のみで話し合っていたらと思っております。吉田推進委員長には了承は得ておりません。地図は作成させていただきましたので、それをもとに議論していただく予定をしております。ですので、1月は別々に会議を行うことになりましたのでよろしく願いいたします。 次回の定例農業委員会は、1月24日(月)午後1時30分から、開催予定としております。
議長(松村会長)	以上で12月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉